

公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）
獣医総合臨床認定医制度規程 細則

1. 公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）（以下「本学会」）獣医総合臨床認定医制度規程に基づき以下の細則を定める。
2. 獣医総合臨床認定医（以下「認定医」）試験を受験する者は、受験資格として、先ず以下の基本資格とポイント制の条件を満たす必要がある。
 - (1) 基本資格
 - i) 小動物臨床経験を5年間以上有する者。
 - ii) 申請時より過去5年間以上連続して本学会の会員であり、会費を完納している者。
 - iii) 申請時より過去5年以内に3回以上本学会へ出席している者。
 - (2) ポイント制

ポイントの取得は以下の基準により、合計50ポイント以上が必要である（表1）。

 - i) 受講：認定委員会が定めた本学会のセミナー等を受講し、表2に定めた各分野において2ポイント以上6ポイントまで、合計30ポイント以上のポイント取得が必須である。
 - ii) 発表：本学会での症例検討、一般口演、ポスターセッション、依頼講演を行うとポイントが加算される。
 - iii) 司会・座長：認定医委員会が認めた本学会のセミナー等で、司会もしくは座長を務めた場合には、ポイントが加算される。
 - iv) 論文掲載：動物臨床医学雑誌への投稿論文が掲載されるとポイントが加算される。
 - v) 講習会：知の市場（合同カンファレンス）や公益財団法人動物臨床医学研究所が主催するセミナーを受講または発表するとポイントが加算される。
 - vi) 受講ポイントの取得証明：認定医委員会が定めたセミナー等を受講した場合には、当学会が発行するポイント手帳への捺印をもって受講ポイントの取得証明とする。ポイント手帳は、各セミナー開始前に各受付に提出し、終了後各自で手帳を引き取る。
 - vii) ポイントは、申請時より過去5年間に取得したものを有効とする。

認定医試験受験資格のポイント数の基準（表1）

種類	評点項目	ポイント
認定医 セミナー	動物臨床医学会 ・認定医委員会が定めたセミナー等を30ポイント以上受講することを必須とする。 なお、30ポイントの内訳として、表2に定める各分野2ポイント以上6ポイントまでの受講が必須である。	1時間受講：1ポイント
学会発表	動物臨床医学会 一般口演、症例検討、ポスターセッション、依頼講演	2ポイント/回
司会・座長	動物臨床医学会 ・一般口演、症例検討、各種セミナー、パネルディスカッション、クリニカルシンポジウムなど	1ポイント/回
論文掲載	動物臨床医学雑誌 ・掲載論文	10ポイント/編、(共著2ポイント)
その他	知の市場（合同カンファレンス）や当財団のセミナーなど ・受講のみ ・発表、依頼講演	1ポイント/回 2ポイント/回
認定医セミナー受講ポイントとして30ポイントを必須とし、合計50ポイント以上が必要		

(表2) 受講すべき各分野

1.神経分野、2.呼吸器分野、3.循環器分野、4.腎泌尿器分野、5.生殖器・繁殖、6.運動器分野、 7.消化器分野、8.歯科、9.眼科分野、10.皮膚分野、11.内分泌分野、12.血液免疫分野、13.腫瘍分野、 14.その他の分野（エキゾチックペット、理学療法、行動学、感染症 など）
--

3. 受験資格審査と認定医試験

- (1) 基本資格と規程のポイント制の条件を取得した者は、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定医試験受験資格審査料（受験料含む）、獣医総合臨床認定医ポイント手帳を添えて本学会に提出する。
- (2) 受験資格審査に適合した者は、認定医試験を受験することができる。

4. 認定医試験と受験方法

- (1) 認定医試験は年 1 回実施する。認定医試験の日時、場所等及び受験方法については、公益財団法人動物臨床医学研究所のホームページ、本学会誌「動物臨床医学」等で通知する。
- (2) 不明な点については、本学会へ連絡をすること。

5. 認定医試験の結果発表

認定医試験の合否結果は、速やかに受験者に文書で通知するものとする。

6. 認定医の認定医登録

- (1) 認定医試験に合格した者は、獣医総合臨床認定医の申請をすることができる。
- (2) 認定医申請する者は、認定医登録申請手続きとして、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定料を添えて本学会に提出する。

7. 認定医の特典

- (1) 認定証（病院内に掲示できるもの）
- (2) 認定医を公益財団法人動物臨床医学研究所のホームページ上に公開する。
- (3) 認定医は本学会誌「動物臨床医学」およびニュースレター「ミューズ」で紹介する。

8. 認定医の更新

- (1) 認定医資格の更新をする者は、認定医更新審査手続きとして、本学会が定めた書類に必要事項を記入し、認定医更新料を添えて本学会に提出する。
- (2) 認定医更新手続きは、獣医総合臨床認定医を取得してから 5 年満了になる 1 年前より可能である。
- (3) 認定医更新には、動物臨床医学会に過去 5 年以内に 3 回以上出席していることが必須である。

9. 認定医試験受験資格審査料（受験料含む）、認定医登録料、認定医更新料

- (1) 認定医試験受験資格審査料（受験料含む）は 2 万円とする。
- (2) 認定医登録料（認定証を含む）は 3 万円とする。
- (3) 認定医更新料は 2 万円とする。（認定料、認定証含む）

10. この細則は、公益財団法人動物臨床医学研究所理事会の承認にて変更することができる。

附則

1.この細則は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。